

武蔵野市職員の初任給、昇格等に関する規則の一部を改正する規則

武蔵野市職員の初任給、昇格等に関する規則（昭和31年1月武蔵野市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(初任給の基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定を適用する場合における職員の経験年数の月数は、別表第3の経歴の種類欄及び職員の職務との関係の欄に掲げる区分に応じ、これらの欄に掲げる期間の月数に同表の換算率の欄及び備考の欄に掲げる率を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(初任給の基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定を適用する場合における職員の経験年数の月数は、別表第3に定める<u>経験年数換算表</u>（以下「<u>経験年数換算表</u>」という。）の経歴の種類欄及び職員の職務との関係の欄に掲げる区分に応じ、これらの欄に掲げる期間の月数に同表の換算率の欄及び備考の欄に掲げる率を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とする。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(号給の調整)</u></p> <p><u>第3条の5 初任給基準表又は経験年数換算表（以下この条において「初任給基準表等」という。）が改正された場合において、当該改正に伴い職員の号給を調整する必要があると認められるときは、その者の号給を改正後の初任給基</u></p>	<p>字句の追加</p> <p>条の追加</p>

	<u>準表等を適用した場合に得られる号給を限度として調整し、上位の号給に決定することができる。</u>	
--	---	--

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の武蔵野市職員の初任給、昇格等に関する規則の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。